

別表第2

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	10	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	25	10	
6	乳製品製造業	15	10	
7	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	25	10	
12	冷凍水産物製造業	25	10	
13	冷凍水産食品製造業	30	10	
14	水産食料品製造業 (整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	25	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	15	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	25	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	15	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	15	10	
26	生菓子製造業	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	15	10	
28	米菓製造業	15	10	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
29	パン・菓子製造業 (整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
30	植物油脂製造業	15	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	15	10	
35	めん類製造業	15	10	
37	豆腐・油揚製造業	20	10	
38	あん類製造業	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	20	10	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	15	10	
42	果実酒製造業	15	10	
43	ビール製造業	15	10	
44	清酒製造業	15	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業 (副蚕糸精練業を含む。)	20	10	
55	繊維工業 (整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
5 8	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	2 0	1 0	
5 9	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2 0	1 0	
6 0	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2 0	1 0	
6 1	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2 0	1 0	
6 2	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2 0	1 0	
6 3	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2 0	1 0	
6 4	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2 0	1 0	
6 5	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2 0	1 0	
6 6	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2 0	1 0	
6 7	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2 0	1 0	
6 8	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	2 0	1 0	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	15	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	15	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	15	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	15	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	10	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
8 2	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	1 5	1 0	
8 3	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1 5	1 0	
8 4	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	1 5	1 0	
8 5	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	1 5	1 0	
8 6	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	1 5	1 0	
8 7	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	1 5	1 0	
8 8	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1 5	1 0	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
89	機械すき和紙製造業	15	10	
90	手すき和紙製造業	15	10	
91	塗工紙製造業	15	10	
92	段ボール製造業	15	10	
93	重包装紙袋製造業	15	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業 (前項に掲げるものを除く。)	15	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
100	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	25	20	
108	無機化学工業製品製造業 (整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
1 1 2	石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの	1 5	1 0	
1 1 3	石油化学系基礎製品製造業で 有機化学工業製品製造工程（脂 肪族系中間物製造工程、環式中 間物・合成染料・有機顔料製造 工程、プラスチック製造工程及 び合成ゴム製造工程を除く。） に係るもの	1 5	1 0	
1 1 4	石油化学系基礎製品製造業（整 理番号 1 0 9 の項から前項ま でに掲げるものを除く。）	1 5	1 0	
1 1 5	脂肪族系中間物製造業	1 5	1 0	
1 1 6	メタン誘導品製造業	1 5	1 0	
1 1 7	発酵工業	1 5	1 0	
1 1 8	コールタール製品製造業	3 3 0	1 7 0	
1 1 9	環式中間物・合成染料・有機顔 料製造業	1 5	1 0	
1 2 0	プラスチック製造業	2 0	1 0	
1 2 1	合成ゴム製造業	1 5	1 0	
1 2 2	有機化学工業製品製造業（整理 番号 1 0 9 の項から前項まで に掲げるものを除く。）	1 5	1 0	
1 2 3	レーヨン・アセテート製造業の うちレーヨンの製造に係るも の	1 5	1 0	
1 2 4	レーヨン・アセテート製造業の うちアセテートの製造に係る もの	1 5	1 0	
1 2 5	合成繊維製造業	1 5	1 0	
1 2 6	脂肪酸・硬化油・グリセリン製 造業	1 5	1 0	
1 2 7	石けん・合成洗剤製造業	1 5	1 0	
1 2 8	界面活性剤製造業（前項に掲げ るものを除く。）	1 5	1 0	
1 2 9	塗料製造業	1 5	1 0	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
1 3 0	印刷インキ製造業	1 5	1 0	
1 3 1	医薬品原薬・製剤製造業	1 5	1 0	
1 3 2	医薬品製剤製造業	1 5	1 0	
1 3 3	生物学的製剤製造業	1 5	1 0	
1 3 4	生薬・漢方製剤製造業	1 5	1 0	
1 3 5	動物用医薬品製造業	1 5	1 0	
1 3 6	火薬類製造業	1 5	1 0	
1 3 7	農薬製造業	1 5	1 0	
1 3 8	合成香料製造業	1 5	1 0	
1 3 9	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	1 5	1 0	
1 4 0	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	1 5	1 0	
1 4 2	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	1 5	1 0	
1 4 3	写真感光材料製造業	1 5	1 0	
1 4 4	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1 5	1 0	
1 4 5	イオン交換樹脂製造業	1 5	1 0	
1 4 6	化学工業 (整理番号1 0 2の項から前項までに掲げるものを除く。)	1 5	1 0	
1 4 7	石油精製業	2 0	1 0	
1 4 8	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	2 0	1 0	
1 4 9	コークス製造業	5 0 0	3 2 0	
1 5 0	石油コークス製造業	2 0	1 0	
1 5 1	自動車タイヤ・チューブ製造業	2 0	1 0	
1 5 2	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1 5	1 0	
1 5 3	ゴム製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	1 5	1 0	
1 5 4	なめしかわ製造業	2 0	1 0	
1 5 5	毛皮製造業	1 5	1 0	
1 5 6	板ガラス製造業	1 5	1 0	
1 5 7	板ガラス加工業	1 5	1 0	
1 5 8	ガラス製加工素材製造業	1 5	1 0	



整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
159	ガラス容器製造業	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	10	
162	ガラス繊維 (長繊維に限る。)・同製品製造業	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
165	生コンクリート製造業	15	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	
167	セメント製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	15	10	
168	黒鉛電極製造業	15	10	
169	砕石製造業	15	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	15	10	
172	うわ薬製造業	15	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉 (単独転炉を含む。) 又は電気炉 (単独電気炉を含む。) によるものに限る。)	15	10	
179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	
180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	
182	鋼管製造業	15	10	
183	伸鉄業	15	10	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
184	磨棒鋼製造業	15	10	
185	引抜鋼管製造業	15	10	
186	伸線業	15	10	
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号 187の項から前項までに掲 げるものを除く。)	15	10	
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業 (次項及び整理 番号197の項に掲げるもの を除く。)	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業 (整理番号173の項か ら前項までに掲げるものを除 く。)	15	10	
200	非鉄金属製造業	15	10	
201	電気めっき業	20	10	
202	金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)	20	10	
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	電子回路製造業	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路 製造業 (前項に掲げるものを除 く。)、電気機械器具製造業又は 情報通信機械器具製造業	20	10	
206	輸送用機械器具製造業	20	10	
207	精密機械器具製造業	15	10	
208	ガス製造工場	15	10	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考
		(1)	(2)	
209	下水道業	25	20	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、(1)の欄及び(2)の欄の値は、それぞれ15とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、(1)の欄及び(2)の欄の値は、それぞれ30とする。
210	空瓶卸売業	20	10	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	25	10	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	10	
213	飲食店	25	10	
214	宿泊業	25	15	
215	リネンサプライ業	20	10	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	10	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	25	15	
219	自動車整備業	25	10	
220	病院	25	15	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/L)		備考	
		(1)	(2)		
2 2 1	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第 3 2 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5 0 1 人以上のものに限る。)	2 5	1 0		
2 2 2	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第 3 2 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 2 0 1 人以上 5 0 0 人以下のものに限る。)	3 5	1 0		
2 2 3	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	3 5	1 0		
2 2 4	ごみ処理業	2 5	1 5		
2 2 5	廃油処理業	2 5	1 0		
2 2 6	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	2 5	1 0		
2 2 7	死亡獣畜取扱業	2 5	1 5		
2 2 8	と畜場	2 5	1 5		
2 2 9	中央卸売市場	2 5	1 5		
2 3 0	地方卸売市場	2 5	1 5		
2 3 1	試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)	3 0	1 0		
2 3 2	整理番号 2 の項から	自動式車両洗浄施設	1 5	1 0	
	前項まで	浄水施設	1 5	1 0	
	に分類されないもの	指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設 (整理番号 2 2 1 の項及び同 2 2 2 の項に係るものを除く。)	3 5	1 0	
		その他のもの	3 5	1 0	